



アイエム暮らしのヒント

～今さら聞けない“**どこが変わった相続税**”～

アイエムから
安心倶楽部ご入会の皆様へ贈る
暮らしのヒント第二弾!

2015年1月1日に、
税制改正が行われて約1年が経ちました。
今回の改正で
課税対象者がかなり増えたと言われています。
実際どう変わったのでしょうか。

「自分に関係ない」
と思いませんか。

2015年1月1日より相続税に対する税制改正が行われました。では実際に何が変わったのでしょうか。

今回の改正では、相続税対象になるか否かの基本である「基礎控除額」が改正前の6割に引き下げられたことが大きなポイントです。

例 父、母、子供2人の4人家族で、父が亡くなり母と子供二人が相続人の場合の基礎控除額は

改正前の基礎控除額	改正後の基礎控除額
5,000万円 + 1,000万円 × 3人(相続人数)	3,000万円 + 600万円 × 3人(相続人数)
計 8,000万円	計 4,800万円

つまりこの例では、2014年12月31日までは、相続金額が8,000万円までは税金がかからなかったのに対し、改正後は、その上限が4,800万円まで引き下げられたのです。

持ち家の方は土地や建物、その他現金、預金、株式、生命保険など、相続対象のものは結構あるのです。相続が争続にならないように今から考えてみてはいかがでしょうか？

アイエムでは提携の税理士の先生を、会員の皆様にご紹介することができます。ぜひご利用ください。

では、どのような計算方法で「相続税対象額」が決まるのか、次のページでご紹介致します。

では、「相続税対象額」の計算方法を
改正後の税法で考えてみましょう。

前ページの4人家族をそのまま使しましょう。

①建物

1,000万円



②土地

4,000万円

③現金・預金・株式

3,000万円



④生命保険

2,000万円



この場合、単純に計算しますと総額1億円になりますが、土地と生命保険には控除があります。土地の場合、条件はありますが「小規模宅地等の特例」(次ページ参照)が受けられ、評価額80%が減額となりますので、

$$4,000万円 \times 0.2 (20\%) = 800万円 (相続税対象額)$$

また、生命保険については500万円×法定相続人が減額となりますので、

$$2,000万円 - 500万円 \times 3人 (相続人数) = 500万円 (相続税対象額)$$

従って、減額評価後の相続税対象額は以下の通り 5,300万円となります。

$$\text{①建物} 1,000万円 + \text{②土地} 800万円 + \text{③現金・預金・株式} 3,000万円 + \text{④生命保険} 500万円 = 5,300万円$$

今回のケースでは、改正前は無税であったものが改正後は課税されることとなります。

$$\text{改正前: } 8,000万円 (基礎控除額) > 5,300万円 (相続税対象額) = \text{無税}$$

$$\text{改正後: } 4,800万円 (基礎控除額) < 5,300万円 (相続税対象額) = \text{課税}$$

即ち、改正後は差額の500万円(5,300万円-4,800万円)に対して相続税を支払うことになってしまうのです。

皆様おわかりいただけましたでしょうか。「自分に関係ない」と思わず、この機会に一度お考えになってみてはいかがでしょうか。

また、この対象額に対して「いくら税金がかかるのか」「節税対策はないのか」「配偶者の控除は？」などをお考えになると思います。詳細については税理士の先生にご相談されることをお勧めいたします。

小規模宅地等の特例

「相続税を払うために住んでいる家や土地を売る」そんな事態を避けるための制度が「小規模宅地等の特例」です。

条件は

亡くなられた方が居住されていた
土地を相続する人が

- ①同居の配偶者
- ②同居または生計を同一していた親族
- ③持ち家なしの別居親族

で、一定の要件を満たす場合には、330㎡まで土地の評価額を80%減額することができます。

ですので今回の例の場合、土地代金は4,000万円ですが
 $4,000万円 \times 0.2(20\%) = 800万円$ が相続税の対象になるのです。
なお、小規模宅地等の特例を受けるためには、相続税の申告書を提出する必要があります。

相続については、弊社オリジナルエンディングノートをご利用ください。無料にて進呈させていただきますので、ご希望の方はお問合せください。



先生紹介



高橋大祐 (たかはしだいすけ)

税理士法人HOP 副所長
東京都板橋区出身 33歳
学習院大学経済学部卒業
専門分野：
相続・事業承継・後継者支援

アイエム安心倶楽部会員の皆様のご質問に、お客様の立場に立ってお答えさせていただきます。是非ご相談ください。

なんでもご相談ください。



株式会社アイエム/東京都中央区京橋2-8-1 八重洲中央ビル6F

葬儀本部 直通ダイヤル ☎ **0120-601-727** FAX **03-3535-2740**